

9月11日(日)は**沖縄県知事選挙**と **恩納村議会議員選挙**の投票日です

投票時間 午前**7時**～午後**8時**

投票所は投票所入場券(ハガキ)をご確認ください。

投票に行こう!



■ 期日前投票・不在者投票

2つの選挙を同時に行えるのは、9月7日(水)からとなりますのでご注意ください。

沖縄県知事選挙		恩納村議会議員選挙	
期日前投票及び不在者投票期間	8月26日(金)～9月10日(土)	期日前投票及び不在者投票期間	9月7日(水)～9月10日(土)

- 期日前投票をするときは、投票所入場券(ハガキ)裏面の「請求書兼宣誓書」に必要事項を記載してご持参ください。投票所での手続きも簡単になり、待ち時間も短くなります。
- 入場券が届いていない場合や紛失された場合でも、選挙人名簿に登録され、本人であると確認ができれば、投票ができます。

お問い合わせ: 恩納村選挙管理委員会 ☎966-1259

ルールを守って綺麗な選挙を!

候補者等の個人の氏名を記載したのぼり旗やポスターは、
以下の場合、掲示することができません。

※ 候補者等ののぼり旗(ポスター)とは、公職の候補者または公職の候補者となろうとする者の、氏名又は氏名類推事項及びその後援団体の名称を表示した、政治活動のために使用されるのぼり旗(ポスター)のことです。

 <p>道路などに候補者等の、のぼり旗を掲示することは違法です。</p>	 <p>住宅などの私有地に候補者等の、のぼり旗を掲示することは違法です。</p>	 <p>街頭演説などの際に、候補者等の、のぼり旗を掲示することは違法です。</p>	 <p>任期満了の日の6ヶ月前の日から当該選挙期日までの間、候補者等のポスターを掲示することは違法です。</p>
---	---	---	---

- 選挙運動期間は、公示日から選挙期日の前日までです。この期間中も、選挙運動用自動車などでの連呼行為や街頭演説は午前8時から午後8時までとされています。それ以外の期間の選挙運動は禁止されています。